

航空従事者の技能証明及び滑空機飛行時間の記録に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

航空従事者の技能証明及び滑空機飛行時間の記録に関する達

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この達は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、及び訓令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) G操縦士 訓令第3条第2項に規定する滑空機の操縦を行う資格を付与された自衛隊員をいう。
- (2) 航空業務 訓令第2条第1号から第5号までに規定する業務をいう。
- (3) 講習履修者 G操縦士の航空従事者技能証明を受けるために訓令別表第1に規定する正規操縦教育講習を履修している本校所属の自衛隊員をいう。
- (4) 飛行時間 滑空機が離陸するための滑走を開始したときから、着陸して完全に停止したときまでの時間をいう。

## 第2章 航空従事者技能証明

(技能証明の上申)

**第3条** 訓練部長は、訓令別紙第1に規定する正規操縦教育講習を修了してG操縦士の技能証明の条件を満たす者の訓令第3条第2項に規定する技能証明について、別紙様式第1の技能証明上申書を作成し、防衛大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

(指定事項の記載)

**第4条** 防衛大学校長は、所属の整備士の航空従事者技能証明を受けている者が別に定める滑空機の整備に関する実務訓練を修了した場合、「滑空機」及び当該指定の効力日を技能証明書の備考欄に記載し、押印するものとする。

(再交付)

**第5条** 航空従事者は、訓令第12条第1項及び第2項の規定により技能証明書の再交付を受けようとする場合には、別紙様式第2による再交付申請書を防衛大学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、現に保有する証明書を添付しなければならない。ただし、技能証明書を亡失した場合には、亡失の理由を記載した書面をもって代えることができる。

### 第3章 航空従事者技能証明の取消

(技能証明の取消)

**第6条** 防衛大学校長は、G操縦士が次の各号の一に該当すると認められた場合には、直ちに当該G操縦士（以下「本人」という。）に滑空機の操縦にかかる航空業務の停止を命ずるとともに、次条に定めるG操縦士資格審査委員会（以下「委員会」という。）に付議し、審査させるものとする。

- (1) 訓令第11条第1項各号の一に該当する疑いのある事実が発生した場合
- (2) G操縦士たる適格性に疑いがある場合
- (3) 本人から滑空機の操縦に従事することを辞退する申出があつた場合において、辞退の理由等につき審査する必要がある場合

(委員会の設置及び任務)

**第7条** 委員会は、必要のつど防衛大学校長が防衛大学に設置するものとする。

- 2 委員会は、G操縦士の航空従事者技能証明の取消に関し、審査を行う。
- 3 委員は、幹事及び学校長が次の各号に掲げる者のうちから指名した者をもって充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 訓練部長
  - (3) 防衛学教育学群長
  - (4) その他学校長が必要と認める者
- 4 委員の内、幹事を委員長とし、幹事に事故あるときは最先任者である委員が委

員長の職務を行う。

5 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 審査の対象となつた事実に関係のある者又は関係のあつた者
- (2) 本人の4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族である者又はあつた者  
(審査の方法)

**第8条** 審査は、原則として本人に出頭を求め口頭により行うものとし、やむを得ない場合には書面によることができる。

2 委員会は、やむを得ず書面により審査を行う場合であつても、本人に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 委員会は、審査にあつて本人からの申出があつた場合には、防衛大学校の職員のうちから代理人を出席させなければならない。

4 委員会は、審査にあつて必要があると認める場合には、本人の上司、その他の防衛大学校の職員又は学生に参考人として出頭を命ずることができる。

5 委員会は、審査にあつて本人その他の関係者に審査上必要とする記録その他の資料を提出させることができる。

6 審査は、当該委員会に付議されてから20日以内に終了させるものとする。

7 委員長は、委員会の終了にさきだち評決を行う。評決には、委員長も加わる。  
(審査結果の報告)

**第9条** 委員長は、審査終了後すみやかに調書を作成し、証拠資料及び委員会の評決結果を添えて学校長（総務部長気付）に報告しなければならない。

2 調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を行つた委員がこれに記名及び押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 本人の職名、階級及び氏名
- (3) 審査を行つた委員の職名、階級（等級）及び氏名
- (4) 委員会の意見

(防衛大臣への報告)

**第10条** 防衛大学校長は、委員会の審査結果の報告に基づき証明の取消を行うべきものと判断した場合には訓令第11条第7項に規定する報告を防衛大臣に対して行う。

#### 第4章 滑空機の飛行時間等の記録

(飛行記録の様式及び作成対象者等)

**第11条** 滑空機飛行記録の様式、作成の対象者、対象期間、責任者及び部数並びに保管責任者は次表のとおり。

滑空機飛行記録の様式	別紙様式第3
作成対象者	G操縦士及び講習履修者
作成対象期間	月の1日から末日まで
作成責任者	防衛大学校長
作成部数	1部
保管責任者	訓練部長

2 滑空機飛行記録の記入要領は、別表のとおりとする。ただし、作成対象期間中に滑空機の操縦を行わなかつた者については、飛行記録の作成を省略することができる。

(飛行時間の記入)

**第12条** 飛行時間は、分単位により記入するものとする。

(滑空機飛行記録の保存期間)

**第13条** 飛行記録の保存期間は、滑空機飛行記録の初度作成時から当該記録に係る隊員が次の各号のいずれかに該当するに至つた時から5年までの間とする。ただし、防衛大学校長又は訓練部長が必要と認めた時は、当該期間を延長するものとする。

- (1) 自衛隊員としての身分を失つたとき。
- (2) G操縦士の航空従事者技能証明を取り消されたとき。
- (3) 講習履修者を免ぜられたとき。

#### 附 則

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 特に限定事項が指定されない限り、G操縦士が操縦できる滑空機の等級は上級滑空機とする。

別表（第11条関係）

滑空機飛行記録記入要領

記入欄		記入内容	
	滑空機操縦資格取得年月日	滑空機操縦士の航空従事者技能証明を取得した日付	
	滑空機教官操縦士資格取得年月日	滑空機の教官操縦士に指定された日付	
	保有航空法操縦資格（滑空機）	国土交通大臣から受けた滑空機の技能証明・教育証明について丸で囲む。	
滑空機飛行日誌	機番	滑空機の登録記号	
	任務記号	付紙に定める任務記号のうち該当する任務記号	
	飛行時間	正操縦者	滑空機の操縦に従事している者であって、操縦に関し責任を有するものとしての飛行時間及び滑空機操縦講習履修中における学生操縦士としての飛行時間
		教官	教官操縦士・検定操縦士を命ぜられた操縦士が他の滑空機操縦士又は学生操縦士に航空業務を教え、若しくは同業務に関する検定を実施するために飛行した場合の飛行時間
	着陸	着陸操作を行った回数	
備考	技量確認	技量確認を受けた場合、その日付、合否の別及び不合格の場合はその理由 例 23. 1. 30 技量確認合格	
	飛行停止	飛行停止（停止の見込みが1か月を超えるもの）を受けた場合及び解除された場合には、その日付、停止又は解除の別及びその理由 例 23. 1. 30 飛行停止 呼吸器疾患 23. 3. 15 飛行停止解除 呼吸器疾患全治	
	賞罰	滑空機の飛行に関する賞又は罰を受けた場合には、その日付及び概要 例 23. 3. 30 規則違反による戒告	
	航空事故	航空事故が発生した場合には、その日付、事故の種類、登録記号及び事故の概要 例 23. 4. 10 小事故 防大-9 ハードランディング	
	操縦講習等	滑空機操縦講習又は滑空機操縦教官講習若しくは訓練部長の定める講習を修了した場合は、その修了した日付、講習等名 例 23. 6. 1 滑空機操縦講習	
	その他	必要に応じ、具体的に記載する。	

## 付 紙

## 任務記号

任務記号	飛行区分	内 容
A	要 務	管理業務飛行、配属換航空機等の空中輸送
B	教 育	操縦講習及び操縦講習に関連する飛行
D	訓 練	練度維持・向上のための訓練飛行及び技量確認のための飛行
G	支 援	自衛隊の部隊等に対する支援。ただし、訓練を兼ねて実施したものを除く。
S	飛 行 展 示	展示飛行
X	試 験 ・ 整 備	性能確認飛行・確認飛行

別紙様式第1（第3条関係）

発簡番号  
発簡年月日

防衛大学校長 殿

各部長

技能証明上申書

階級	氏名 (生年月日)	業務の 種類	技能証明 の種類	操縦 期間	飛行 時間	現有技能証 明の種類、 番号、取得年 月日	身体 検査	操縦講習の 名称、修了 年月日	備考

- 注： 1 本様式は、滑空機の操縦に従事する者の技能証明について使用する。  
2 業務の種類欄には、訓令第3条第1号の業務「操縦」を記入する。  
3 技能証明の種類欄には、訓令第2条第2項に規定する種類の別を記入する。  
4 備考欄には、事故の有無及び航空法に規定する技能証明を有する者についてその旨を記入する。  
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する（別紙様式第2まで同じ。）。

別紙様式第2（第5条関係）

防衛大学校長 殿

技能証明書再交付申請書

所属\_\_\_\_\_ 認識番号\_\_\_\_\_

階級\_\_\_\_\_ 氏 名\_\_\_\_\_ ㊞

技能証明を亡失（破損・汚損）したので、下記により再交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

再交付を要する技能証明書	技能証明の種類	
	番 号	
	取 得 年 月 日	



別紙様式第3 (第11条関係)

滑空機飛行記録

\_\_\_\_年\_\_\_\_月

所属・役職		階級		氏名	
認識番号		生年月日 (満年齢)		( )	
G 操縦士資格 取得年月日		滑空機教官操縦士 資格取得年月日			
保有航空法操縦資格 (滑空機)	<input type="checkbox"/> 自家用操縦士 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 教育証明				
作成責任者	防衛大学校長 <span style="float:right">㊟</span>				

滑空機飛行日誌

回数	日付	機番	任務記号	出発地	着陸地	飛行時間		着陸
						正操縦者	教官	
1						+	+	
2						+	+	
3						+	+	
4						+	+	
5						+	+	
6						+	+	
7						+	+	
8						+	+	
9						+	+	
10						+	+	
11						+	+	
12						+	+	
13						+	+	
14						+	+	
15						+	+	
16						+	+	
17						+	+	
18						+	+	
19						+	+	
20						+	+	
21						+	+	
22						+	+	
23						+	+	
24						+	+	
25						+	+	

回数	日付	機番	任務記号	出発地	着陸地	飛行時間		着陸
						正操縦者	教官	
26						+	+	
27						+	+	
28						+	+	
29						+	+	
30						+	+	
31						+	+	
32						+	+	
33						+	+	
34						+	+	
35						+	+	
36						+	+	
37						+	+	
38						+	+	
39						+	+	
40						+	+	
41						+	+	
42						+	+	
43						+	+	
44						+	+	
45						+	+	
46						+	+	
47						+	+	
48						+	+	
49						+	+	
50						+	+	
本 表 の 合 計						+	+	
前 月 末 ま で の 合 計						+	+	
現 在 ま で の 合 計						+	+	
備 考								

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長両面印刷で使用する。